

36 協定届の電子申請に係る注意事項について

(令和 6 年 12 月 3 日追記)

1 e-Gov 電子申請様式の記載事項に関する別紙等の添付について

36 協定届の電子申請については、e-Gov 電子申請様式上に 36 協定の協定事項の全てを記入することができない場合には、以下のとおり、入力必須項目に必要最小限の内容を入力した上で、詳細な情報が記載された労使協定書等を添付書類として添付することにより届出を行うことが可能です。

- (1) 「時間外労働をさせる必要のある具体的事由」、「業務の種類」、「労働者数」及び「延長することができる時間数」の各 1 行目に、「延長することができる時間数」が最も長い業務の種類の協定事項を入力すること。
- (2) 「時間外労働をさせる必要のある具体的事由」の 2 行目には、プルダウンから「その他（事由不明を含む。）」を選択し、自由入力欄に「詳細は別添労使協定書のとおり。」等と記載すること。
- (3) 「業務の種類」の 2 行目には、プルダウンから「分類不能の職業」を選択し、自由入力欄に「詳細は別添労使協定書のとおり。」等と記載すること。
- (4) 「労働者数」及び「延長することができる時間数」の各 2 行目には、1 行目と同じ数値を入力すること。

(令和 6 年 6 月 3 日追記)

2 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」欄の入力について

現在、36 協定届を電子申請するにあたり、休日労働の「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄について、プルダウン入力欄に入力せず、自由入力欄のみに記述した場合、入力の途中で改行するとエラーが出てしまいます。自由入力欄のみに記述する場合、改行せずに入力していただきますようお願いいたします。

なお、改修には時間を要する見込みですので、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、以上のとおりご対応いただきますようお願いいたします。